

## 占有者による無価物の「自ら利用」に関する基本原則

- ① 民法の規定に基づき、無価物の占有者には所有している**無価物を自ら利用する権利がある**。
- ② 循環基本法の規定に基づき、無価物の占有者には無価物の利用に当って、**環境の保全上の支障を生じさせてはならない義務がある**。
- ③ 無価物の占有者が無価物の利用に当って、環境の保全上の支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、**廃棄物処理法が適用される**。
- ④ したがって、環境の保全上の支障を生じさせないことが**客観的に担保されている場合は**、何人(なんびと)も占有者が無価物を**自ら利用する権利を奪うことはできない**。
- ⑤ 汚染土壌の掘削土は無価物であるが、土壌汚染対策法の規定を遵守すれば、**占有者が自ら利用することができる**。
- ⑥ 建設汚泥の処理物も、廃棄物処理法の例外規定(規制緩和)により、環境の保全上の支障を生じさせないことを条件として、**占有者が無価物のまま自ら利用することができる**。
- ⑦ 地方自治法の規定に基づき、市町村には自治事務に対する**自治解釈権と自治立法権が与えられている**。
- ⑧ 市町村が施行する自治立法は、当該市町村に対して**法的拘束力を持つ**。
- ⑨ 無価物の占有者が市町村である場合は、自治立法の施行が無価物の利用に当って環境の保全上の支障を生じさせない**客観的な担保になる**。
- ⑩ 平成貝塚事業における無価物の利用方法は、汚染土壌の掘削土や建設汚泥の処理物の利用方法よりも**厳しい規定になっている**。
- ⑪ 以上により、市町村が無価物の利用に関する環境の保全上の支障を生じさせない**適正な自治立法を施行している場合は**、無価物が不要物になる可能性やぞんざいに扱われる可能性がなくなるので、**廃棄物処理法を適用する根拠を失うことになる**。
- ⑫ 平成貝塚事業が廃棄物処理法の適用を受ける場合は、**自治立法の規定に不適正な部分がある場合に限られる**。
- ⑬ ただし、国と都道府県には地方自治法及び廃棄物処理法の規定に基づき、**市町村の自治事務を援助する義務がある**ので、自治立法の規定に不適正な部分があると認められる場合であっても、**規制をかける前に技術的助言等を通じて規定の適正化に努めなければならない**。
- ⑭ したがって、平成貝塚事業に対して廃棄物処理法が適用される場合は、自治立法の規定に不適正な部分があり、市町村がその**規定の適正化を拒絶した場合に限られることになる**。